

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リトアニア	リトアニア美術館視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とリトアニア共和国政府との間の交換公文	リトアニア美術館視聴覚機材整備計画を実施するため必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	30,100千円 H18.3.31まで	H17.9.12 ビリニェ スで (同日)	日本側 小川郷太郎在リト アニア大使 アニア側 アンタナス ・ザテリョニス外務大臣	H17.10.12 995号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。